

東久留米市道の駅基本構想策定支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

東久留米市 市民部 地域振興課

## 1 趣旨

本市においては、環境・社会・経済分野における複数の課題を同時解決し、更なる好循環を創出する拠点として道の駅の設置を検討している。

道の駅設置に向けた検討において、まずは基本構想の策定を予定しているが、基本構想の策定にあたっては、設置者である東久留米市だけで推進するのではなく、道の駅の基本コンセプトである「地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」にあるように地域とともにつくること、また、道の駅やまちづくりの専門的な知識やノウハウを持つ事業者の協力も不可欠なものと考えている。

そこで、本市における道の駅基本構想の策定といった道の駅に関連する業務を支援していただく事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

## 2 業務概要

### (1) 件名

東久留米市道の駅基本構想策定支援業務委託

### (2) 業務内容

別紙「東久留米市道の駅基本構想策定支援業務委託仕様書（案）」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和10年3月31日まで

### (4) 本業務の履行後について

策定した基本構想が市の計画として決定し、引き続き受託事業者による支援が必要と判断した場合は、本業務完了後も基本計画策定業務といった道の駅設置に向けて必要な業務への支援について受託事業者と随意契約を締結することがある。

## 3 提案限度額

令和8年度：3,850（千円）

令和9年度：7,480（千円）※債務負担行為設定済み。

※各年度の予算を超えてはならない。

## 4 参加資格

- (1) 法人または複数の法人による共同事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込の提出期限から受託候補者の特定までに、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年東久留米市訓令乙第2号)による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札参加有資格者指名停止措置基準に基づく資格停止の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 共同事業体により参加する場合は次の要件を満たすこと。
  - ・代表する法人を定めるとともに、事業体の役割分担やリスク管理を明確に定めること。
  - ・共同事業体を構成するすべての者が（2）～（5）の要件を満たしていること。
  - ・共同事業体を構成するすべての者は、単独もしくはその他の共同事業体で本プロポーザルに参加していないこと。

## 5 プロポーザルの日程と契約締結までの流れ

（※日程は予定であるため、変更する場合があります。）

項目	実施日（期間）
募集開始	令和 8 年 5 月 1 日（金）
参加表明書受付期間	令和 8 年 5 月 1 日（金） ～令和 8 年 5 月 22 日（金）17 時まで
参加資格審査結果通知	令和 8 年 6 月 3 日（水）
質問受付期間	令和 8 年 6 月 4 日（木） ～令和 8 年 6 月 10 日（水）17 時まで
質問回答期日	令和 8 年 6 月 16 日（火）
参加辞退受付期限	令和 8 年 6 月 19 日（金）17 時まで
企画提案書提出期限	令和 8 年 6 月 23 日（火）17 時まで
一次審査結果通知 二次審査開催通知	令和 8 年 7 月 8 日（水）
二次審査（プレゼンテーション） 実施日	令和 8 年 7 月 27 日（月）
審査結果通知	令和 8 年 7 月 31 日（金）
受託候補者との協議	審査結果通知後 ～令和 8 年 8 月 31 日（月）
業務委託契約の締結	令和 8 年 9 月上旬

### (1) 募集開始

市ホームページにおいて、実施要領、各種様式、関連資料等を公開する。

### (2) 参加表明

本プロポーザルに参加する意向のある者は、参加表明書受付期間内に下記のとおり書類を提出し、参加を表明する。

【提出書類】※必要書類を1部ずつ提出すること。

- ・参加表明書兼誓約書（様式第1号）※単独で参加する場合
  - ・共同事業体参加表明書兼誓約書（様式第2号）※共同事業体で参加する場合
  - ・共同事業体協定書兼委任状（様式第3号）※共同事業体で参加する場合
  - ・会社概要（様式第4号）※共同事業体の場合、構成するすべての事業者分
- 上記の各種様式に加え、下記の書類を提出すること。共同事業体の場合、構成するすべての事業者分を提出すること。ただし、電子調達サービスにおいて東久留米市競争入札参加資格と有する者は、これらの書類の提出は不要とする。

- ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ・財務諸表（最新決算分）
- ・納税証明書

【提出方法】

持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により提出すること

※提出にあたっては、本実施要領「9 連絡先・提出先・注意事項」を参照すること。

### （3）参加資格審査結果通知

参加表明事業者により提出された書類に基づき参加資格の審査を行う。審査の結果については、郵送及び電子メールにて通知する。

### （4）質問及び回答

参加資格審査を通過した事業者（以下「参加事業者」という。）は、本プロポーザルについて質問することができる。質問は、質問受付期間内に質問票（様式第5号）を電子メールにて提出すること。

参加事業者からの質問及び回答については、参加事業者全員に対して電子メールにて送信する。ただし、本プロポーザル及び本件委託業務に直接関わりのない質問や他の参加事業者についての質問、提案事項の審査への影響を問うような質問については回答しない。

### （5）参加辞退

本プロポーザルから辞退する者は、参加辞退受付期限までに下記のとおり書類を提出すること。

【提出書類】

- ・辞退届（様式第6号）

【提出方法】

持参・郵送・電子メールのいずれかの方法により提出すること

※提出にあたっては、本実施要領「9 連絡先・提出先・注意事項」を参照すること。

### （6）企画提案書の提出

参加事業者は企画提案書提出期限までに下記のとおり書類を提出すること。なお、企画提案書の概要は本実施要領「6 企画提案書について」を参照すること。

**【提出書類】**

・企画提案書（任意様式）

※事業者名を記載したものと記載していないもの（黒塗可）をそれぞれデータで提出すること。

**【提出方法】**

電子メールにより提出すること。

※提出にあたっては、本実施要領「9 連絡先・提出先・注意事項」を参照すること。

**(7) 一次審査（書類審査）**

参加事業者により提出された企画提案書に対して、本実施要領「7 審査基準について」に基づく書類審査を実施し、審査結果は一次審査に参加したすべての事業者に郵送及び電子メールにて通知する。

ただし、一次審査に参加した事業者が4者以上となった場合は、一次審査の点数が上位の3者に二次審査への参加要請を通知する。

なお、二次審査の対象とならなかった事業者は、通知文を発送した翌日から7日以内（閉庁日を除く）に書面により市に説明を求めることができる。市は、当該事業者から説明の求めに対して書面にて回答する。

**(8) 二次審査（プレゼンテーション審査）**

一次審査通過者において、二次審査（プレゼンテーション審査）を下記のとおり実施する。

**【実施日】**

令和8年7月27日（月）

※実施時間は個別に通知する。

**【実施会場】**

東久留米市役所内会議室

※会場及び集合場所は個別に通知する。

**【出席者】**

5名以内

※共同事業体であっても5名以内とする。

**【審査時間】**

40分以内（プレゼンテーション：30分以内、質疑応答：10分以内）

**【プレゼンテーション内容】**

<企画提案書における自由提案>

- ・東久留米市にどのような道の駅を創るか
- ・基本構想を策定する段階において、道の駅の基本コンセプトである「地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」をどのように実現するか

※2つのテーマ両方について30分以内にプレゼンテーションすること。

**【注意事項】**

- ・説明は企画提案書に沿って行うこととし、追加資料は認めない。
- ・プロジェクターによる投影を行う場合、パソコンは参加事業者側で持参しプロジェクター及びスクリーンは市側で用意するが、プロジェクターやスクリーンについては参加事業者側で用意することも認める。ただし、準備時間はプレゼンテーション開始前の15分間とし、プレゼンテーション終了後は10分以内に撤収作業を完了させ退出すること。

※プロジェクターやスクリーンを参加事業者側で用意する場合は、二次審査の1週間前までに連絡すること。

- ・集合場所や集合時間については二次審査開催通知にてお知らせする。
- ・参加事業者による会場内での録音・録画は禁止する。
- ・進行は本市職員が行い、参加事業者はその指示に従い説明等を行うこと。

(9) 審査結果通知

参加事業者によるプレゼンテーションに対して、本実施要領「7 審査基準について」に基づくプレゼンテーション審査を実施し、審査結果は二次審査に参加したすべての事業者には郵送及び電子メールにて通知する。

(10) 最優秀提案事業者（受託候補者）の決定

一次審査及び二次審査の合計得点が最も高い事業者を最優秀提案事業者（受託候補者）と決定し、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案事業者として、次選交渉権者とする。

なお、最優秀提案事業者（受託候補者）とならなかった事業者は、通知文を発送した翌日から7日以内（閉庁日を除く）に書面により市に説明を求めることができる。市は、当該事業者から説明の求めに対して書面にて回答する。

(11) 審査結果の公表

審査結果については、市ホームページにて下記事項を公表する。

- ・最優秀提案事業者（受託候補者）の名称、代表者名、住所等

(12) 契約締結について

受託候補者は速やかに契約内容について本市と協議を行い、契約締結に向けた手続きを行うこと。また、本委託業務の仕様については、市と受託候補者が協議のうえ、双方の合意に基づき決定するものとする。

なお、受託候補者の決定から契約締結までの間に、次に掲げる事態が発生した場合は、二次審査までの結果における次点の事業者を受託候補者とする。

- ・市との協議が合意に達しない場合
- ・受託候補者の責に帰する理由により、長期に渡って契約締結に向けた協議が行われない場合

- ・受託候補者が「4 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- ・その他、市が受託候補者を契約先として適切でないとは判断するに相当な事由が発生した場合

## 6 企画提案書について

### (1) 仕様

A4 サイズ相当、20 頁以内（表紙、目次を含む）とし、ページ番号を付すこと。

### (2) 表題

東久留米市道の駅基本構想策定支援業務企画提案書

### (3) 提案内容

#### 【実績】

- ・新設する道の駅に関連する各種構想（計画）及びまちづくり構想（計画）に関する策定支援実績
  - ※共同事業体においては構成しているすべての者の実績を記載すること。評価は共同事業者全体の実績（構成事業者の実績を合算）で実施する。
  - ※過去5年以内かつ参加表明時点で業務が完了しているものに限る。
  - ※道の駅に関連する各種構想（計画）には、民間活力導入可能性調査を含む。
  - ※まちづくり構想（計画）とは、自治体が推進するまち全体もしくは一部エリアの将来像を示す構想（計画）や都市計画マスタープランとする。
- ・これまでの実績において成功事例と成功の要因（本市における同様の成功の可能性）及び失敗事例と失敗の原因分析やそこから学んだこと
  - ※参加事業者が過去に実施したすべての事業（新設する道の駅に関連する各種構想（計画）策定支援事業、もしくは、まちづくり構想（計画）策定支援事業に限る。）を対象とし、事業の実施年度は限定しない。

#### 【業務推進体制】

- ・業務推進体制
  - ※業務推進メンバーのそれぞれの役職や実績（経験年数、実績自治体数）、特筆すべき実績（取得資格や国事業への参加実績など）を記載すること。
  - ※関連分野における専門家の配置といった体制の充実にに関する提案もあれば、あわせて記載すること。

#### 【自由提案】

- ・別添「東久留米市道の駅調査研究報告書」を基に、東久留米市にどのような道の駅を創るかの自由提案
- ・基本構想を策定する段階において、道の駅の基本コンセプトである「地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」をどのように実現するか自由提案
- ※自由提案は本実施要領「7 審査基準について」の視点を鑑み記載すること。

### 【スケジュール】

- ・業務スケジュール案の提示

※令和9年3月に本業務の進捗に対する中間報告、令和9年9月に基本構想素案作成、令和9年12月にパブリックコメントの実施、令和10年1月に基本構想策定を反映したスケジュールとすること。

※（仮称）東久留米市道の駅基本構想策定委員会は、業務開始時、中間報告時、基本構想素案作成時、基本構想策定時の4回開催する。

- ・進捗管理体制や遅延時の対応策を記載すること。

### 【価格提案】

次の2つの業務における価格等を提案すること。

- ・本調達業務における価格

※本実施要領「3 提案限度額」を上限として、令和8年度、令和9年度分をそれぞれ記載すること。

- ・基本計画策定支援業務委託における価格

※基本計画において想定している内容は別紙「基本計画概要」を参照すること。

※基本計画策定支援業務委託は令和10年度から約2年間かけて実施することを想定しており、令和10年度、令和11年度分の価格をそれぞれ記載すること。

### 【行財政運営】

- ・基本構想策定業務及び基本構想策定業務において活用できる国や東京都などの補助制度があれば提案すること。
- ・本事業の実施による歳入確保に向けた方法があれば提案すること。また、歳入確保の提案を効果的に実施するために提案事業者側で実施できる取組があれば、あわせて提案すること。
- ・職員の負担軽減策があれば提案すること。

## 7 審査基準について

### <一次審査（書類審査）>

分類	評価項目	配点	評価点・視点 (※全項目共通事項：記載がない場合は得点なし)
実績	実績事例数	5	5点：道の駅及びまちづくり双方において十分な実績 4点：道の駅もしくはまちづくりどちらか一方において十分な実績・道の駅及びまちづくり双方において平均的な実績 3点：平均的な実績 2点：実績が乏しい 1点：実績なし

	成功事例	3	3点：大きな成功事例があり本市においても同等の効果が期待できる 2点：大きな成功事例はあるが本市には同等の効果は得られにくい 1点：成功事例のみの記載で成功の要因分析の記載がない
	失敗事例	2	2点：チャレンジ精神や向上心、分析力がある 1点：失敗事例のみの記載で失敗の要因や学んだことの記載がない
業務推進体制	推進体制	5	5点～1点：充実度（人数、保有資格、年数、実績自治体数など）
	付加提案	3	3点～1点：充実度（関連分野における専門家の配置など）
自由提案	東久留米市における道の駅に関する自由提案	30	報告書の記載内容を基準に下記の6つの視点で評価する。 ・都市郊外部の特性が反映されているか（5点～1点） ・東久留米市の魅力が盛り込まれているか（5点～1点） ・地域に好影響をもたらす機能が充実しているか（5点～1点） ・独創性があるか（5点～1点） ・実現可能性が高いか（5点～1点） ・まち（地域）の未来が想像できるか（5点～1点）
	地域とともにつくる場の実現に向けた自由提案	15	・世代や性別関係なく様々な地域住民から意見を伺う効果的な方法であるか。（5点～1点） ・地域の農業関係者や既存事業者との連携体制の構築に向けた効果的な方法であるか。（5点～1点） ・すべての関係者がまちづくりの一員という意識を醸成することができる場であるか。（5点～1点）
スケジュール	推進スケジュール	7	・指定する工程がすべて盛り込まれているか（2点～1点） ・進捗管理体制や遅延時における効果的な対応方法が提案されているか（2点～1点） ・職員の負担や内部手続き期間に配慮されているか（3点～1点）
提案価格	本調達提案価格	10	配点×最低提案価格÷提案価格
	基本計画策定提案価格	10	配点×最低提案価格÷提案価格

行財政運営	行財政運営に関する提案	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想策定段階において活用できる補助制度の充実度 (3点～1点)</li> <li>・基本計画策定段階において活用できる補助制度の充実度 (3点～1点)</li> <li>・歳入確保提案に対する充実度と提案事業者の貢献度 (2点～1点)</li> <li>・提案事業者の持つコミュニケーションツールの活用など職員の負担軽減策に対する期待度 (2点～1点)</li> </ul>
合 計		100	一次審査通過最低平均得点：60点 ※59点以下は二次審査に進むことができない。

上記の審査基準に基づき一次審査を実施し、審査委員5名の合計点(100点×5名=500点満点)が一次審査における各参加事業者の得点となる。なお、一次審査の得点が300点(一次審査通過最低平均得点：60点×5名=300点)に満たない場合は二次審査に進むことができない。

なお、一次審査に参加した事業者が4者以上となった場合は、一次審査の得点の上位3者を一次審査通過者とするが、得点が同点となり3者を上回る場合は、同点となった者の実績事例数(配点5点)と自由提案(配点45点)の合計50点における得点(50点×5名=250点)を比較し上位者を決定する。

#### < 二次審査 (プレゼンテーション審査) >

評価項目	配点
東久留米市において様々な分野で好循環を創出する道の駅であるか	10
地域とともに構想を創るにあたり効果的な方法であるか	10
まち(地域)の明るい未来の姿が想像できるか	10
東久留米市と共創していこうとする熱意があるか	10
提案に関する説明や質問に対する回答がわかりやすいか	10
合 計	50

上記の審査基準に基づき二次審査を実施し、審査委員5名の合計点(50点×5名=250点満点)が二次審査における各参加事業者の得点となる。

一次審査と二次審査の合計得点(一次審査：500点満点+二次審査：250点満点=750点満点)の最も高い事業者を最優秀提案事業者(受託候補者)として決定する。

なお、合計得点が同点となり最優秀提案事業者が複数いる場合は、二次審査の得点が最も高い事業者を最優秀提案事業者として決定する。

## 8 本プロポーザルにおける留意事項

- ・応募に関する書類の作成及び提出に係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
- ・提出書類はいかなる事情があっても返却しないものとする。
- ・提出書類の提出後における内容の変更等は原則として認めないものとする。
- ・提出書類は、審査を行ううえで必要な範囲において、市は複製を作成することができるものとする。
- ・本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めるものとする。
- ・参加事業者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- ・審査の過程は公表しないものとする。また、審査内容に関する問い合わせには回答しないものとする。
- ・参加表明書や企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った場合は失格とする。
- ・本プロポーザルにおいて提出された書類は、東久留米市情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・参加事業者は、本プロポーザルに関連し知り得た情報については、当該情報を他者に漏らし、または自己の利益のために利用することができないものとする。
- ・各種通知は郵送及び電子メールにより送付する。電子メールが届いた場合は、届いた旨を必ず連絡すること。

## 9 連絡先・提出先・注意事項

### <担当者（連絡先・提出先）>

東久留米市市民部地域振興課労政商工係 担当：若林

#### 【所在地】

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号 東久留米市役所6階 地域振興課

#### 【電話番号】

042-470-7743（直通）

#### 【メールアドレス】

[chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.higashikurume.lg.jp)

### <直接持参する場合の注意事項>

- ・東久留米市役所6階地域振興課窓口にて提出すること。
- ・窓口対応時間は土日祝日を除く、午前8時30分～12時00分及び午後1時00分～5時00分までとする。
- ・担当者不在の場合は、名刺を添えて、その他の地域振興課職員に提出すること。

### <郵送する場合の注意事項>

- ・簡易書留で提出すること。
- ・宛先は上記の担当者及び所在地宛とすること。
- ・定められた提出期限に必着すること。

<電子メールにより提出する場合の注意事項>

- ・ 上記メールアドレスに送付すること。
- ・ 定められた提出期限に必着すること。
- ・ 提出物の容量が大きい場合の提出方法については、市と協議すること。
- ・ 提出書類のファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft Excel、PDF のいずれかとする。
- ・ 件名の最初に【道の駅基本構想策定支援業務プロポーザル】と記載すること。